

# 島根原子力発電所2号機の 新規制基準適合性確認審査に係る 県の対応について

島根原子力発電所周辺地域の住民の安全確保等に関する協定(安全協定)第6条の規定に基づき、平成25年11月21日に中国電力(株)から島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性確認審査<sup>※1</sup>の申請に係る事前了解<sup>※2</sup>願いの提出がありました。

これに対し、県として、県議会や県の安全対策協議会、原子力安全顧問などの意見を踏まえ、次のとおり2段階で取り扱うこととしました。

(1)原子力発電所の安全性を確認する必要があることから、新規制基準に適合するかどうか原子力規制委員会の審査を受けるため、中国電力(株)が、原子力規制委員会に、申請を行うことは了解する。

(2)最終的な了解は、原子力規制委員会の審査が終わった後、同委員会から結果について説明を受け、それに対する意見を県議会や県の安全対策協議会、原子力安全顧問、松江市や周辺自治体などから聞いて総合的に判断する。

なお、再稼働の問題については、今回の審査の事前了解とは別に、政府の対応が明らかとなった段階で検討する必要があると考えています。



中国電力(株) 刈田取締役社長に回答書を手渡す溝口知事(平成25年12月24日)

## ※1 新規制基準適合性確認審査について

原子力発電所の安全性について、平成25年7月から施行されている新規制基準(アトムの広場No.99「新規制基準について」で紹介)に適合しているかどうか原子力規制委員会の審査を受ける必要があります。

## ※2 事前了解について

中国電力(株)が島根原子力発電所の ①増設、②原子炉施設の重要な変更、③原子炉の解体をしようとするときは、安全協定第6条に基づき事前に島根県及び松江市の了解を得ることになっています。

今回の申請については、「②原子炉施設の重要な変更をしようとするとき」に該当します。

# 新規制基準適合性確認審査に係る動き

平成25年10月29日 島根県と出雲市、安来市、雲南市が、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書<sup>※3</sup>を締結

平成25年11月7日 島根県と鳥取県、米子市、境港市が、島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書<sup>※3</sup>を締結

## ※3 覚書の趣旨

島根県が、島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするにあたっては、以下の手続きを経ることを確認する。

- ① 周辺自治体(覚書締結者)の考えをよく理解し、誠意をもって対応する。
- ② 重要な判断や回答する内容を、周辺自治体に説明する。
- ③ その説明を経て、国、中国電力等へ回答する。

その際、周辺自治体から島根県に対し意見等の提出があった場合、それを付して回答する。

平成25年11月21日 中国電力(株)が島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性確認申請に係る事前了解願いを島根県及び松江市へ提出

平成25年12月5日 知事が島根原子力発電所を視察

知事は、島根原子力発電所を視察し、2011年3月に起きた東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえ、国の指示等により進められている島根原子力発電所の安全対策の状況について、現地で中国電力(株)から説明を受けました。



平成25年12月7日 第70回島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会(安対協)及び島根県原子力安全顧問会議を開催

島根県民会館で開催された安対協において、中国電力(株)が提出する島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性確認申請についての説明と質疑応答が行われました。

また、原子炉工学や原子力防災などの専門家で構成する島根県原子力安全顧問会議を開催し、意見や助言を聞きました。



第70回安対協



島根県原子力安全顧問会議

**平成25年12月13日 島根県の考え方を表明**

知事が、県議会において、中国電力(株)が原子力規制委員会へ申請することを了解する旨の県の考え方を表明しました。

**平成25年12月24日 島根県が中国電力(株)へ申請の了解を回答****中国電力(株)への回答内容****原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について(回答)**

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定(以下「安全協定」という。)第6条の規定に基づき、平成25年11月21日付け電原総第21号で事前了解願いのあった島根原子力発電所2号機に係る新規規制基準適合性確認審査について、原子力規制委員会へ申請することは今回了解します。

次に、安全協定第6条の規定に基づく最終的な了解は、原子力規制委員会から審査結果について説明を受け、それに対して島根県議会をはじめ、島根県の安全対策協議会、原子力安全顧問、松江市や出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県からの意見を聴いて、県として総合的に判断したうえで回答します。

なお、今回の原子力規制委員会への申請の了解に当たっては、下記の諸事項について適切に対応いただくとともに、別添<sup>※4</sup>のとおり出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県からの意見を添付しますので、適切に対応いただきますよう強く要請します。

**記**

- ①原子力規制委員会の適合性確認審査の状況及び審査により必要となった変更・追加の対策については、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市(以下「関係自治体」という。)に対して適切に説明すること。
- ②関係自治体などに対して、引き続き、丁寧な情報提供を行うこと。
- ③宍道断層の評価など、地震及び津波の想定については、発生規模などの不確実性を十分に考慮し、常に最新の知見を取り入れ、それに基づく安全対策を適切に実施すること。
- ④フィルタベントや汚染水対策などのシビアアクシデント対策については、その有効性と影響を適切に考慮して実施するとともに、この点についての関係自治体への説明は特に丁寧に行うこと。
- ⑤安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織体制、発電所の人員、教育及び訓練といった人的な対応に関しても、不断の充実・強化を図るよう適切な取組を行うこと。
- ⑥島根原子力発電所の引き続きの安全性向上のため、自主的かつ主体的に対策の実施に取り組むとともに、関係自治体に対しその情報を的確に提供すること。
- ⑦原子力災害発生時における防災体制の構築に当たっては、緊急時、あるいは平常時を問わず、関係自治体と緊密な連携を図ること。

※4 添付した周辺自治体の意見は島根県のホームページに「島根原発に係る最近の動き」としてまとめて掲載しています。

# 新規制基準適合性確認審査に係る動き

平成25年12月25日 中国電力(株)は原子力規制委員会に対して、島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性確認審査を申請

平成25年12月26日 島根県は原子力規制委員会及び原子力規制庁に対して、厳格な審査を行うことなどを要請

## 原子力規制委員会への要請内容(原子力規制庁も同様)

### 原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について

本県の原子力発電所周辺環境安全対策につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定(以下「安全協定」という。)第6条の規定に基づき、平成25年11月21日付け電原総第21号で中国電力(株)から事前了解願いのあった島根原子力発電所2号機に係る新規制基準適合性確認審査について、貴委員会へ申請することは今回了解し、別紙<sup>※5</sup>のとおり中国電力(株)に対して回答しましたのでお知らせします。

次に、安全協定第6条の規定に基づく最終的な了解は、貴委員会から審査結果について説明を受け、それに対して島根県議会をはじめ、島根県の安全対策協議会、原子力安全顧問、松江市や出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県からの意見などを聴いて、総合的に判断したうえで中国電力(株)に対して回答します。

なお、今回の中国電力(株)による貴委員会への申請の了解に当たって、貴委員会におかれては下記の諸事項について適切に対応いただきますようお願いいたします。

さらに、別紙<sup>※6</sup>のとおり出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県からの意見を添付しますので、適切に対応いただきますようお願いいたします。

### 記

- ①適合性確認審査に当たっては、現地調査を行うなどにより、島根原子力発電所の特性、立地、周辺状況を的確に把握した上で、住民の安全確保の観点から厳格に審査いただきたい。
- ②宍道断層の評価など、地震及び津波の想定については、発生規模などの不確実性を十分に考慮し、最新の知見も踏まえ、それに基づいた安全対策が適切に実施されているか審査いただきたい。
- ③フィルタベントや汚染水対策などのシビアアクシデント対策については、その有効性と影響を適切に考慮して厳密に審査するとともに、この点についての説明は特に丁寧に行っていただきたい。
- ④安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織体制、発電所の人員、教育及び訓練といった人的な対応に関しても、適切に取り組まれているかを審査するとともに、必要に応じて指導を行っていただきたい。
- ⑤福島第一原子力発電所の事故の原因究明や調査の進捗に応じ、新たに得られた知見については、その都度、規制基準に反映していただきたい。
- ⑥審査の結果については、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市に対して、丁寧な説明を行っていただきたい。
- ⑦原子力防災対策について、万が一原子力災害が起きた場合、一般住民及び要援護者の避難が迅速かつ安全にできるよう、国が前面に立って調整・支援していただきたい。

※5 中国電力(株)への申請了解の回答文(P3参照)

※6 添付した周辺自治体の意見は島根県のホームページに「島根原発に係る最近の動き」として、まとめて掲載しています。

中国電力(株)の申請概要、島根県の考え方、安対協の議事録、専門家の意見などの詳細な内容については、島根県のホームページに「島根原発に係る最近の動き」として、まとめて掲載しています。

<お問合せ先>  島根県 防災部 原子力安全対策課

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 TEL(0852)22-6059 FAX(0852)22-5930  
E-mail gen-an@pref.shimane.lg.jp URL <http://www.pref.shimane.lg.jp/genan/>



2014年2月発行

※平成25年度広報・調査等交付金事業により作成しました。